

やむを得ず自宅療養を行う場合の体制について（案）

■ 概要

道においては、新型コロナウイルス感染症陽性患者を入院又は宿泊療養とすることを原則としているが、陽性患者が、幼児、障がい児（者）等で本人のみでの宿泊療養が困難な場合や子育て中、ひとり親等で子どもを預ける親族等もいない場合等により、やむを得ず自宅療養を行わなければならない方への対応について、新型コロナウイルス感染症対策専門会議の委員の方々より意見をいただき、その意見を踏まえ、体制を整備する。

* * * * *

1 自宅療養の対象者

下記(1)～(5)の場合で、かつ、自宅療養の前提条件※を満たす者を対象とする。

- (1) **子育て中で、他の同居者が陰性の子どもを養育できない場合**
- (2) **ひとり親で、一時的に預ける親族等もいない場合**
- (3) **障がい児（者）と同居しているなど、自宅療養の対象者が養育を担う必要がある場合**
- (4) **陽性となった児が宿泊療養困難と思われる場合（乳幼児、発達障がい児など）**
- (5) **その他、やむを得ない事由により自宅療養が必要と保健所長が判断する場合**

※ 自宅療養の前提条件

- ① 軽症者等（無症状病原体保有者及び軽症患者）であって、感染防止に係る留意点及び保健所の指示を遵守できる者
- ② 以下のいずれにも該当しない者
 - ・ 高齢者
 - ・ 基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等
 - ・ 免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
 - ・ 妊娠している者
- ③ 上記②に当たる者（以下「高齢者等」という。）と同居していない者
 - ※ 高齢者等と同居している場合は、宿泊療養を優先
- ④ 医療従事者や福祉・介護職員など、その業務において、高齢者等と接触する者（以下「医療従事者等」という。）と同居していない者
 - ※ 医療従事者等と同居している場合は、宿泊療養を優先

2 自宅療養に係る同意確認

自宅療養を実施するにあたり、療養期間中は不要不急の外出はしないことや健康観察の実施等に関する事前説明をし、保健所の指示に従うことに同意が得られた場合に開始する。

3 健康観察体制及び症状悪化時の対応

看護師等により、毎日、スマホアプリ（HER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム））や電話等により自宅待機が終了まで健康観察を行う。

症状悪化時については、保健所が指定する連絡先に電話をするよう案内し、対応する。

4 医療提供が必要な場合の対応

自宅療養中に医療の提供が必要となった場合は、電話や通信機器を用いた診療等（以下、「オンライン診療等」という。）を行い、医師が薬剤の処方が必要と判断した場合は、処方箋を薬局にFAX等で送付し、薬局は処方した薬剤を患者宅まで配送する。

オンライン診療等のうち、新型コロナウイルス感染症に係る医療費（診察費及び薬剤の費用）については、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し、保険者が負担すべき額を控除した額（通常の自己負担額）を公費で負担する。

また、薬剤の配送に係る経費は北海道薬剤師会が行う薬剤交付支援事業により実施する。

5 自宅療養から入院等への切替

自宅療養中に症状の変化等により入院が必要となった場合は、オンライン診療等を行った医師の意見等に基づき、保健所において入院措置に切り替える。

6 食料品等の配送

陽性が確定した後、速やかに、道が10日分の食料及び日用品等を患者宅へ配送する。

7 自宅療養の開始日

意見聴取後、調整が整い次第実施